

第1問(20点)

(@5点×4=20点)

<設例1>

相続人	相続分
配偶者乙	$\frac{1}{2}$
A	$\frac{1}{6}$
B	$\frac{1}{6}$
C	$\frac{1}{6}$

<設例2>

相続人	相続分
配偶者乙	$\frac{3}{4}$
弟	$\frac{1}{8}$
妹	$\frac{1}{8}$

<設例3>

相続人	相続分
配偶者乙	$\frac{2}{3}$
父	$\frac{1}{6}$
母	$\frac{1}{6}$

<設例4>

相続人	相続分
配偶者乙	$\frac{2}{3}$
祖母B	$\frac{1}{9}$
祖父C	$\frac{1}{9}$
祖母D	$\frac{1}{9}$

第●回相続税法能力検定試験 解答
3級

第2問(20点)

(@2点×10=20点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
×	○	×	○	×	○	×	○	×	○

第3問(60点)

(@ 4点×15=60点)

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
土地D	配偶者乙	12,000,000	
家屋E	配偶者乙	15,000,000	
F社株式	配偶者乙	16,200,000	
墓地	配偶者乙	—	相続税の非課税
骨董品	A	500,000	
G社株式	A	10,500,000	
農地	B	18,000,000	
定期預金	B	8,005,000	
空地H	C	15,000,000	
日本国債	C	3,000,000	
米国国債	C	3,000,000	
相続財産	配偶者乙	30,000,000	$60,000,000 \times \frac{1}{2} = 30,000,000$
相続財産	A	15,000,000	$60,000,000 \times \frac{1}{4} = 15,000,000$
相続財産	C	15,000,000	$60,000,000 \times \frac{1}{4} = 15,000,000$

(8点)

第●回相続税法能力検定試験 解答
3級

(2) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
	B	4,000,000	
	A	—	(J 生命保険は) 相続税の課税関係なし。
	C	1,000,000	$42,000,000 \times \frac{1}{2} = 21,000,000$ $21,000,000 - ※20,000,000 = 1,000,000$
			※生命保険金等の非課税金額の計算 C $5,000,000 \times 4$ (法定相続人の数) $= 20,000,000 < 21,000,000 \therefore 20,000,000$ B 相続人でないため適用なし。
退職手当金等			
	配偶者乙	10,000,000	$30,000,000 - ※20,000,000 = 10,000,000$
			※退職手当金等の非課税金額の計算 配偶者乙 $5,000,000 \times 4$ (法定相続人の数) $= 20,000,000 < 30,000,000 \therefore 20,000,000$

(20点)

第●回相続税法能力検定試験 解答
3級

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	配偶者乙 A	300,000 ———	遺言執行費用、墓地購入未払金は控除できない。 保証債務は控除できない。
葬式費用	B	3,300,000	$3,000,000 + 300,000 = 3,300,000$ 初七日の法要の費用、香典返戻費用は控除できない。

(4) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

項目	相続人等					計
	配偶者乙	A	B	C		
相続又は遺贈による取得財産	73,200,000	26,000,000	26,005,000	36,000,000		
みなし取得財産	10,000,000		4,000,000	1,000,000		
債務及び葬式費用	300,000		3,300,000			
課税価格 (1,000円未満切捨て)	82,900,000	26,000,000	26,705,000	37,000,000		172,605,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
172,605 千円		$30,000 + 6,000 \times 4$ (法定相続人の数) = 54,000 千円		118,605 千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	59,302 千円		10,790,600 円	
A	$\frac{1}{6}$	19,767		2,465,050	
B	$\frac{1}{6}$	19,767		2,465,050	
C	$\frac{1}{6}$	19,767		2,465,050	
合計	4人	1		相続税の総額 (100円未満切捨て)	18,185,700 円

(20点)

第●回相続税法能力検定試験 解答
3級

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

項目	相続人等				計
	配偶者乙	A	B	C	
算出税額	8,734,361	2,739,365	2,813,644	3,898,327	
相続税額の2割加算額					
配偶者の税額軽減額	8,734,361				
納付すべき税額 (100円未満切捨て)	0	2,739,300	2,813,600	3,898,300	

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算額			加算対象者なし。
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	8,734,361	<p>(1) 8,734,361</p> <p>(2) $18,185,700 \times \frac{(注)82,900,000}{172,605,000} = 8,734,361$ (円未満切捨て)</p> <p>(注) ① $172,605,000 \times \frac{1}{2} = 86,302,500 < 160,000,000 \therefore 160,000,000$</p> <p>② 82,900,000</p> <p>③ ① > ② $\therefore 82,900,000$</p> <p>(3) (1) \leq (2) $\therefore 8,734,361$</p>

(12点)